



参考資料 2

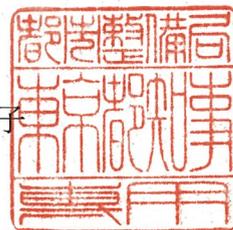
5 都市政緑第 162 号

東京都広告物審議会

東京都屋外広告物条例第 5 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 5 年 6 月 28 日

東京都知事 小池 百合子



記

1 諮問内容

広告宣伝車に対する規制について

2 諮問理由

広告宣伝車に対する規制については、東京都屋外広告物条例及び同施行規則において広告物等の規格を定めており、また、平成 23 年の東京都広告物審議会答申「平成 22 年度第 1 回東京都広告物審議会における審議結果について（答申）」を受け、同施行規則を改正し、同年 10 月から広告デザインの自主審査制度を導入してデザインの質の確保を図っている。

しかし、都内では、都条例の適用対象外である、道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域に存する広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴って数多く走行し、都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化が問題となっており、現在の規制が実態とそぐわない面が現れている。

そこで、道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域に存する広告宣伝車に対する都条例の適用について検討する必要がある。

このため、貴審議会の御意見をお示し願いたい。